

令和5年度利用者負担額基準額表

単位 円

各月初日の就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
		保育標準時間	保育短時間	
		3歳未満児		
第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0	0	
第 2	非課税世帯及び市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割の額のない世帯	0	0	
第 3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	18,500	
第 4		48,600円以上 57,700円未満	29,000	28,600
		57,700円以上 97,000円未満	29,000	28,600
第5-1		97,000円以上 133,000円未満	34,000	33,400
第5-2		133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,200
第6-1		169,000円以上 235,000円未満	49,000	48,100
第6-2		235,000円以上 301,000円未満	53,000	52,000
第 7		301,000円以上 397,000円未満	57,000	56,000
第 8	397,000円以上	57,000	56,000	

市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯の第1子の児童については、**ひょうご保育料軽減事業**の補助を受けて、利用者負担額を下記に減額します。

- 第3階層 保育標準時間 9,250円
保育短時間 9,150円
- 第4階層のうち枠内の世帯
保育標準時間 19,000円
保育短時間 18,600円

3, 4, 5歳児クラスの保護者の方へ

令和元年10月から、満3歳児以上の児童の利用者負担額(保育料)が無償化されていますので、3, 4, 5歳児クラスの方には、『**保育料決定通知書**』は送付しません。

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費(副食材料費)のご負担をお願いすることになりますので、ご負担をお願いする世帯には、『**給食費振替日のお知らせ**』をお渡しします。

給食費についても、国及び町の減免措置がありますので、免除の対象になる世帯には『**副食費徴収免除のお知らせ**』をお渡しします。



多子世帯支援保育料等軽減事業 (市川町の保育料独自軽減事業)

○兄弟姉妹がおられる場合、兄弟姉妹の年齢に関係なく次表を適用します。

- ・生計を同一にし、養育の事実に基づきます。
- ・市町村民税の所得割課税額が235,000円未満であること

※上記の所得制限額を超える場合、国の基準により兄弟姉妹を数えます。

説明
1子目が全額
2子目が半額
3子目が0円

※2子目半額、3子目0円もひょうご保育料軽減事業の補助を受けて実施しています。

※年度途中入所の保育料適用年齢については、当該年度4月1日現在の年齢となります。
※この市町村民税の額を計算する場合には、税額控除(調整控除は除く)は適用しません。

○第3階層～第4階層と認定された世帯で、次の世帯については、次表にかかげる徴収基準額とする。

- 母子世帯(父子世帯)で児童扶養手当等の受給者
- 在宅重度障害者(児)のいる世帯(第2親等まで)
 - 身体障害者手帳・療育手帳所持
 - 特別児童扶養手当・国民年金障害基礎年金等の受給者

単位 円

階層区分		利用者負担額(月額)	
		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第3階層	第1子	8,000	8,000
	第2子	0	0
第4階層のうち 市町村民税所得割 税額77,100円未満	第1子	8,000	8,000
	第2子	0	0